

有機合成化学協会関西支部賞表彰規程内規

平成14年11月22日制定

平成22年 7月23日改定

平成23年 3月 8日改定

- 1 支部賞は、有機合成化学に関連する研究・技術で、学術的に優れたもの、工業化への寄与が著しいものについて、その独創性、社会的価値などを基準に審査する。
授賞者に年齢制限を設けないが、若手研究者、技術者の業績で、新規性または独自性が認められる萌芽的な研究についても授賞の対象とする。
- 2 支部賞は連名(但し3名以内)でも受賞することができる。
- 3 推薦者は選考委員を兼ねることができない。
- 4 表彰に要する費用は支部費または寄付金で支弁する。
- 5 受賞者は、支部主催講演会で受賞講演を行う。

付 則

この内規は幹事会の議決のあった日から施行する。